

令和4年3月24日提出

熊本博物館条例施行規則の一部改正について

熊本博物館条例施行規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本博物館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本博物館条例施行規則（昭和41年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中の「館長補佐」を「副館長」に改める。

第8条第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 副館長は、事務局専決規程第5条に規定する事項を専決することができる。

第10条中の「館長補佐」を「副館長」に改め、「、館長を補佐し」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（提出理由）

熊本博物館に副館長を置くことにより、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

○熊本博物館条例施行規則（昭和41年教育委員会規則第7号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（職員）</p> <p>第7条 博物館に、館長、<u>副館長</u>及び学芸員を置く。</p> <p>2 博物館に、館長、<u>副館長</u>及び学芸員のほか、非常勤の顧問その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>（専決）</p> <p>第8条 館長は、熊本市教育委員会事務局事務専決規程（平成28年教育長訓令第2号。以下「事務局専決規程」という。）第4条に規定する課長共通専決事項を専決することができる。</p> <p><u>2 副館長は、事務局専決規程第5条に規定する事項を専決することができる。</u></p> <p><u>3 主査は、事務局専決規程第8条に規定する事項を専決することができる。</u></p> <p>（代行）</p> <p>第10条 <u>副館長</u>は、<u> </u>、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、その職務を代行する。</p>	<p>（職員）</p> <p>第7条 博物館に、館長、<u>館長補佐</u>及び学芸員を置く。</p> <p>2 博物館に、館長、<u>館長補佐</u>及び学芸員のほか、非常勤の顧問その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>（専決）</p> <p>第8条 館長は、熊本市教育委員会事務局事務専決規程（平成28年教育長訓令第2号。以下「事務局専決規程」という。）第4条に規定する課長共通専決事項を専決することができる。</p> <p><u>【新規】</u></p> <p><u>2 主査は、事務局専決規程第8条に規定する事項を専決することができる。</u></p> <p>（代行）</p> <p>第10条 <u>館長補佐</u>は、<u>館長を補佐し</u>、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、その職務を代行する。</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。